

鳥取県公報

昭和二十七年四月一日
外 火曜日

本報ノ大半サハ確定価格ニ列

目次

- ◇ 條 例 鳥取県工場設置奨励條例
境港魚揚施設使用料條例
果有船舶貸付使用料條例の一部改正
- ◇ 告 示 准看護婦養成所の指定
東郷松崎町の一部区域の名称について

條 例

鳥取県工場設置奨励條例をここに公布する。

昭和二十七年四月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

◇ 鳥取県條例第九号

鳥取県工場設置奨励條例

(目的)

第一條 この條例は、県内資源の開発及び産業の振興

を図るため、工場又は事業場（以下「工場」とし
る。）の設置を奨励することを目的とする。

（奨励金の交付）

第二條 県は、前條の目的を達成するため、この條例の定
めるところにより、奨励金を交付することができる。

2 前項の奨励金は、施設をもつてこれに代えることが
できる。

第三條 奨励金は、知事が指定した工場の新設又は増
設部分について、事業開始の日の属する年度から三箇
年間交付する。但し、知事は必要があると認めるときは、
交付期間を短縮又は延長することができる。

2 前項の奨励金は、当該工場の納付した各年度の事業
税額を限度とし、その工場の経営状況をしん酌し、予
算の範囲内において知事が定める。

(指定の基準)

第四條 知事が指定する工場は、当該市町村がその新設又は増設に対し奨励の方法を講ずるものうち、知事が認められたもので、新設の場合にあつては、左の各号の基準の一に該当し、増設の場合にあつては、その増設部分につき、第一号の基準に該当するものでなければならぬ。

一 投下固定資本総額 五千万円以上

二 常時使用する従業員数 三百人以上

(奨励金の取消等)

第五條 奨励金を受けるものが左の各号の一に該当するに至つたときは、知事は、奨励金の交付を取り消し若しくは停止し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部を返納させることができる。

一、事業を廃止又は休止したとき、若しくは廃止、又は休止の状況にあると認められるとき

二、第四條の基準を欠いたとき

(施行規定)

第六條 この條例の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この條例は昭和二十七年四月一日から施行する。

境港魚揚施設使用料條例をここに公布する。
昭和二十七年四月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

◇鳥取県條例第十号

境港魚揚施設使用料條例

(使用料の納付)

第一條 境港の魚揚施設を使用するものは、この條例の定めるところによつて、使用料を納付しなければならない。但し、特別の事情ある場合においては、知事は、その使用料を減免することができる。

(使用料の金額)

第二條 この條例の規定によつて納付する使用料の最高金額は次の通りとし、知事が最高金額の範囲内にお

してこれを定める。

一、鮮魚介類、一箱につき二円但し、箱を使用しない場合は、五貫を一箱とみなす。

二、水産製品、五貫につき六円

(使用願の提出)

第三條 魚揚施設を使用しようとする者は、使用の都度別に定める魚揚施設使用願を当該係員を経て知事に提出しなければならない。

(使用料の納付方法)

第四條 この條例の規定による使用料は、前條の魚揚施設使用願を提出の際現金をもつて納付するものとする。

(使用の制限)

第五條 知事は、公益上その他必要があると認めるときは、魚揚施設の使用を制限し、又は停止することができる。

(損害賠償)

第六條 魚揚施設の使用により生じた損害に対しては、果は、その賠償の責を負わない。

(係員の指揮)

第七條 魚揚施設の使用については、すべて当該係員の指揮に従わなければならない。

(不正行為者の処置)

第八條 詐偽その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科する。

(施行規定)

第九條 この條例の施行に關し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。

果有船舶貸付使用料條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十七年四月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

◇鳥取県條例第十一号

鳥取県有船船貸付使用料條例の一部を改正する條例
 鳥取県有船船貸付使用料條例（昭和二十四年三月鳥取県條例
 第三十三号）の一部を次のように改正する。
 別表を次のように改める。

船名	噸積	貸付料
久松丸		四、一〇〇円
因伯丸		四、一〇〇円
起重機船		一、六〇〇円
米子丸		一、六〇〇円
石材運搬船		六〇〇円
鳥第一	三〇噸積	一、三〇〇円
鳥第二	六〇噸積	四〇〇円
鳥第三	二〇噸積	四〇〇円
鳥第四	二〇噸積	四〇〇円
給水船		八五〇円
第二港米丸		一、二〇〇円
第一港米丸		一、二〇〇円

鳥第一 一、三〇〇円
 鳥第二 一、三〇〇円

鳥取県告示第九十六号

保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三十三号）
 第二十二條第二号の規定による准看護婦養成所を次のよ
 うに指定する。

昭和二十七年四月一日

名	称	位	置	設置者
鳥取県知事	西尾愛治			
市立鳥取市民病院	准看護	鳥取市古市一番地	鳥取市	婦養成所

鳥取県告示第九十七号

東伯郡東郷松崎町のうち旧松崎村の区域をもつて大字松崎とし、昭和二十六年五月一日から施行した旨届出があつた。

昭和二十七年四月一日

鳥取県知事 西尾愛治

昭和二十七年四月一日印刷
 昭和二十七年四月一日発行

鳥取県公報（昭和四年四月十日）
 第三種郵便物認可

鳥取県鳥取市東町
 鳥取県鳥取市東町
 鳥取県鳥取市東町
 鳥取県鳥取市東町
 鳥取県鳥取市東町
 鳥取県鳥取市東町

鳥取県公報

昭和二十七年四月一日
外 火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A五列

目次

◇ 條 例 病害虫防除所設置條例

◇ 告 示 鳥取県農業共済組合専任職員資格試験委員規程

條 例

病害虫防除所設置條例をここに公布する。

昭和二十七年四月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第二十五号

病害虫防除所設置條例

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）に基きこの條例を定める。

（目的）

第一條 植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）による植物の檢疫及び防除に關する事項は、この條例の定めるところによる。

（名称、位置及び管轄区域）

第二條 前條の目的を達するため病害虫防除所（以下「防除所」という。）を次のように設置する。

名 称	位 置	管 轄 区 域
岩美	鳥取市東町一番地	岩美郡一円
鳥取	鳥取市東町一番地	鳥取市一円
八頭	八頭郡郡家町郡家	八頭郡
気高	気高郡浜村町勝見	気高郡
東伯	東伯郡倉吉町仲之町	東伯郡
西伯	米子市東町九七番地	西伯郡
米子	米子市	米子市
日野	日野郡根雨町根雨	日野郡

00113

(職員)

第三條 防除所の事務を行うため防除所に所長及び所員若干人を置く。

(防除区域)

第四條 病害虫防除の区域はおおむね市町村の区域に従い知事が定める。

(防除員及び器具)

第五條 前條の区域毎に非常勤の防除員及び防除に必要な器具を設置する。

(施行規定)

第六條 この條例の施行について必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この條例は植物防疫法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第二百四十三号)施行の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百二十号

鳥取県農業共済組合専任職員資格試験委員規程を次のように定める。

昭和二十七年四月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県農業共済組合専任職員資格試験委員規程

第一條 鳥取県農業共済組合専任職員資格試験委員(以下「委員」という。)は毎年必要に応じて左に掲げるものの中から知事が任命又は委嘱する。

一、県庁内関係課長 三人以内

二、農政課、農業改良課、農業試験場、蚕業試験場及び鳥取測候所の関係職員 一〇人以内

三、県農業共済組合連合会関係職員 一二人以内

第二條 委員は左に掲げる職務を行う。

一、受験志願者の資格審査

二、資格試験問題の提出

三、合格、不合格の判定及びこれに関し知事に答申すること。

四、その他知事の諮問に応じ意見を具申すること。

第三條 この規程に定めるものの外委員の運営に関し必要な事項は別に定める。

昭和二十七年四月一日印刷
昭和二十七年四月一日発行

鳥取県公報

(昭和四年四月十五
第三種郵便物認可)

鳥取縣鳥取市東町取
行 者 鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 取
鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 取
鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 取
鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 取
鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 取

鳥取県公報

昭和二十七年四月一日
号 外 火曜日

目次

- ◇教育委員會議則
鳥取県教育委員事務局組織規程
鳥取県教育委員事務局処務細則の一部改正
- ◇教育委員會議訓令
教育委員事務局の機構改革に伴う職員の所属課について

教育委員會議則

鳥取県教育委員事務局組織規程をここに公布する。

昭和二十七年四月一日

鳥取県教育委員委員長 三木 順治

◇鳥取県教育委員會議則第二号

鳥取県教育委員事務局組織規程

(この規則の目的)

第一條 この規則は教育委員事務局(以下事務局という)の分課定めるとともに組織上必要な事項を規定することを目的とする。

(組織及び分課)

第二條 事務局に教育次長を置く。

第三條 事務局に左の一室五課を置く。

- 一、委員室
 - 二、管理課
 - 三、学事課
 - 四、指導調査課
 - 五、社会教育課
 - 六、健康教育課
- (分係)
- 第四條 室、課に係を各係に係長を置く。

00115

2、係の名称及び分掌事務は教育長が別に定める。
(課長会議)

第五條 重要施策の審議、各部門の連絡調整を図るため課長会議を置く。

2、課長会議は次長及び室長、各課長をもつて構成し教育長がこれを主宰する。

(附屬機關)

第六條 特に必要がある場合においては審議会、協議会研究会等の附屬機關を置く。

(室各課の事務)

第七條 室、各課においては、左の事務を処理する。

委員 室

一、事務局の人事給与、厚生に関すること。

二、歳入歳出予算の令達に関すること。

三、表彰に関すること。

四、教育委員会会議その他の会議に関すること。

五、教育委員会規則の制定並びに改廃に関すること。

六、公印の管守に関すること。

七、証書及び公文書の保管に関すること。

八、教育委員会の職員組織する職員組合に関すること。

九、その他、他課の所管に属しない事項。

管 理 課

一、教育財産の取得管理及び処分に関すること。

二、小中学校の敷地の設定及び変更並びに校舎その他の建物の營繕保全の計画実施の指導に関すること。

三、県立学校の施設の整備營繕並びに設備その他需要物品に関すること。

四、産業教育の振興に関すること。

五、建築設計及び監督に関すること。

学 事 課

一、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の規定に基づき、校長及び教員、公立学校事務職員傭人の人事給与に関すること。

二、公立学校の設置廃止に関すること。

三、教育職員の免許事務に関すること。

00116

四、教育職員の検定審査に関すること。
五、教職員の恩給、扶助料その他福利厚生に関すること。
六、高等学校の通学区域の設定又は変更に関すること。
七、教育法人に関すること。
八、学校の職員の組織する職員組合に関すること。

指 導 調 査 課

一、教科内容及びその取扱に関すること。

二、教科用図書の採択に関すること。

三、校長、教員その他教育職員の研修に関すること。

四、文部大臣の定める基準に従い県内のすべての学校の教科用図書の検定を行うこと。

五、学校における教科内容の運営に関すること。

六、教育の調査及び統計に関すること。

七、教育の企画及び評価に関すること。

八、教育委員会の弘報事業に関すること。

九、教育研究所に関すること。

社 会 教 育 課

一、社会教育関係団体に関すること。
二、成人教育に関すること。
三、青少年教育に関すること。
四、社会教育施設に関すること。
五、芸能文化の振興に関すること。
六、文化財保護に関すること。
七、図書館、科学館に関すること。
八、その他社会教育に関すること。

健 康 教 育 課

一、社会体育、学校体育に関すること。

二、体育施設に関すること。

三、レクリエーション運動の指導奨励に関すること。

四、学校給食に関すること。

五、学校環境の衛生管理に関すること。

六、学校の保健計画の企画及び実施に関すること。

七、校長、教員その他の教育職員並びに生徒児童及び幼児の保健に関すること。

(支所)

00117

第八條 鳥取市、八頭郡、氣高郡、東伯郡、米子市、日野郡に事務局の支所を設け次々地域に属する事務の一部を分担する。

- 岩美支所 鳥取市、岩美郡
- 八頭支所 八頭郡
- 氣高支所 氣高郡
- 東伯支所 東伯郡
- 西伯支所 米子市、西伯郡
- 日野支所 日野郡

(事務処理の例外)

第九條 主管が明らかでない事項があるときは、室、課内にあつては室、課長が二課以上にわたる場合にあつては教育長が定める。

第十條 臨時又は特命の事項については第六條の規定にかかわらず特に職員を指定し、又は協議会等を設けて事務を処理させることが出来る。

(室員の分担事務)

第十一條 室、課員の分担事務は室、課長が係長の意見

を徴して、これを定め、その都度上司に報告しなければならぬ。

(この規則の施行に關し必要な事項)

第十二條 この規則の施行に關し必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

- 1、この規則は公布の日から施行する。
- 2、鳥取県教育委員会事務局分課分掌規則(昭和二十三年教育委員会規則第三号)は廃止する。

00118

鳥取県教育委員会事務局処務細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年四月一日

鳥取県教育委員会委員長 三木 順 治

◇鳥取県教育委員会規則第三号

鳥取県教育委員会事務局処務細則の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会事務局処務細則(昭和二十四年三月鳥取県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二條を次のように改める。

第二條 事務局の室に室長、課に課長、係に係長を置く。

第三條を次のように改める。

第三條 次長は教育長を補佐する。

室長、課長は上司の命を受けてその室、課の事務を処理する。

係長は上司の命を受けてその係の事務を処理する。

第四條を次のように改める。

第四條 決裁すべき者が不在のときは、左表に示す順序によりその事務を代決する。

決裁すべき者	教育長	第一次	第二次
	次長	室長又は主務課長	室長又は主務課長
室長、課長	主務係長	予め室長、課長が指定した係長	

第五條を次のように改める。

第五條 前條の規定によつて代決をした事務は代決者において「後関」と朱記し、起案者の責任において遅滞なく後関を受けなければならない。但し軽易な事務については、この限りでない。

第六條を次のように改める。

第六條 代決者において、特に重要異例又は疑義があると認める事務は第四條の規定にかかわらず代決することができない。

00119

第七條を次のように改める。
 第七條 教育長の専決事項のうち軽易な事項については、次長が専決処理することができる。
 第八條を次のように改める。
 第八條 室長、課長の専決事項は次の通りとする。

室 各 課 共 通

- 一、課(室)内の事務分担に関すること。
- 二、課(室)員の服務に関する願届の処理に関すること。
- 三、課(室)員の県内出張に関すること。
- 四、課(室)員の時間外勤務に関すること。
- 五、軽易な事務の処理に関すること。

委 員 室

- 一、事務局職員身分の証明書交付に関すること。
- 二、事務局職員の扶養家族認定に関すること。

管 理 課

- 一、小中学校の校舎その他建物の管轄保全の計画実施の指導に関すること。

- 二、建築設計及び監督に関すること。
- 三、小中学校の建築認可に関すること。

学 事 課

- 一、学校教職員の各種証明書交付に関すること。
- 二、旅客運賃鉄道割引証に関すること。
- 三、県立学校の生徒募集に関すること。
- 四、学校教職員の扶養家族認定に関すること。
- 五、各種検定及び認定試験に関すること。
- 六、県立学校教職員の受験許可に関すること。
- 七、県立学校授業料免除に関すること。
- 八、県立学校教職員の私事旅行に関すること。
- 九、県立学校教職員県外出張認可に関すること。
- 一〇、県立学校生徒修学旅行の認可に関すること。

指 導 調 査 課

- 一、各種実験学校の指定に関すること。
- 二、教育研究図書あつ旋に関すること。
- 三、軽易な調査統計に関すること。

00120

四、教育資料及び教材の刊行に関すること。

社 会 教 育 課

- 一、文化財保護の調査報告に関すること。
- 二、視覚教育教具のあつ旋に関すること。

健 康 教 育 課

- 一、体育実験学校指定に関すること。
- 二、給食物資割当に関すること。

第九條中「各課」を「室、又は各課」に改める。

第十條中「総務課」を「委員室」に「主務課長」を「室長及び主務課長」に「当該課長又は主査」を「当該室長又は課長若しくは主査」に「教育長」を「教育長又は次長」に改める。

第十二條中「課長」を「室長及び課長」に改める。

第十三條中「教育長又は課長」を「教育長、次長、室長又は主務課長」に「総務課」を「委員室」に改める。

第十四條中「主務課」を「室、又は主務課」に改める。

第十五條中「課長」を「主務課長」に改める。

第十六條中「総務課」を「委員室」に改める。

第十七條中「主務課長」を「室長又は主務課長」に改める。

第二十條中「教育長名又は課長名、課名」を「教育長名、次長名、室長名、課長名、室名又は課名」に改める。

第二十四條中「総務課長」を「委員室長」に改める。

第二十五條中「他課」を「他の室、又は課」に改める。

第二十六條中「総務課長」を「委員室長」改める。

第二十七條中「課」を「室、又は課」に改める。

第二十九條中「課長」を「室長及び主務課長」に改める。

第三十條中「総務課」を「委員室」に「主務課」を「室、又は主務課」に改める。

第三十一條第四号中「主務課」を「室又は主務課」に改める。

第三十五條中「総務課」を「委員室」に改める。

第三十八條中「総務課」を「委員室」に「主務課」を「室、又は主務課」に改める。

第四十三條中「総務課」を「委員室」に改める。

第四十五條中「主務課」を「室、又は主務課」に改める。

